

報道関係各位

件 名 通年ノーネクタイ等の実施について

概要

本市においては、毎年5月から10月までをクールビズ期間として実施していましたが、昨年度から通年ノーネクタイでの勤務を可能としていること、また、職員が働きやすい職場環境を整備すること等の理由からクールビズ期間の設定を廃止し、通年でクールビズ・ウォームビズに取り組むこととします。

これに合わせ職員の勤務時における服装については、以下の取扱いとしますのでお知らせいたします。

【勤務時の服装について】

- ・ 別紙「服装の目安」を参考に、公務員としての品位の保持に努め、市民に不快感を与えない節度ある身だしなみとします。
- ・ 議会、式典、外部主催の会議や外部の委員が参加する会議等に出席する場合等、社会通念上必要とされる場では、ネクタイを着用します。
- ・ 従来通りのネクタイの着用を制限するものではありません。

【適用日】

令和8年5月1日から

担当者 職員課長 藤島 弘介
連絡先 TEL 042-973-2111
内線 330